

## スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究 －第1報－

研究班長 来田 享子（中京大学）  
研究班員 大勝志津穂（愛知東邦大学）、高峰 修（明治大学）、建石真公子（法政大学）、  
田原 淳子（国士舘大学）、藤山 新（首都大学東京）、松宮 智生（清和大学）  
協力班員 伊東佳那子（中京大学大学院）  
スポーツ科学研究室  
石塚 創也、高嶺 由梨

### 目 次

はじめに	来田 享子	3
第1章 同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における 私生活の尊重・人格権・差別禁止	建石真公子	8
第2章 スポーツにおける排除や差別 －一般的な構造および性的マイノリティの観点から－	来田 享子	20
第3章 近年の社会におけるスポーツの中での性的マイノリティの取り扱いについて －新聞報道を中心に－	伊東佳那子	28
第4章 トランスジェンダー／インターセックス・アスリートのスポーツ参加を めぐる課題 －性別確認検査導入の経緯と近年の参加資格規程変更をめぐって－	来田 享子ほか	35
第5章 体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関するフォビアや 困難の様相	藤山 新	51
第6章 国内体育・スポーツにおけるLGBT当事者への配慮・対応	松宮 智生	58
第7章 「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」について		
7-1 調査概要及び単純集計結果	大勝志津穂	66
7-2 クロス集計結果	高峰 修	75
参考資料：		
1. 調査票（スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査）		92
2. 日本体育協会における規程・方策		97



# はじめに

來田 享子<sup>1)</sup>

## 研究の背景

日本体育協会（以下、日体協）は2011年に創立100周年を迎え、「スポーツ宣言日本～二十一世紀におけるスポーツの使命」（以下、宣言）を発表した。この宣言では「多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がスポーツを差別なく享受し得るよう努めること」、「スポーツの基本的な価値が自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレイに負い、相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う」ことが強調されている。日体協はこの宣言にもとづき、スポーツにおける多様性の確保と人権尊重というテーマに対し、教育・啓発および現実に問題が発生した場合の対応のための活動を実施している。その例として「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンや「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の設置等があげられる。

このような日体協の活動の延長線上に、近年、国内外の体育・スポーツの実践において解決すべきとされるいくつかの課題がある。2015年全面改定されたユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」は、それらの課題解決をめざして重視すべき価値の国際的基準ともいえる内容を提起している。

周知のとおり、同憲章は1978年にはじめて採択され、1991年における小改定を経て、昨年の全面改定に至っている。1991年の小改定では、暴力、ドーピング、過度の商業化等、体育・スポーツに対する脅威とみなされる危険と有害な影響を防ぐ主旨の条文（第7条）が追加された。昨年の改定では、これまでの憲章の内容を踏まえながら、憲章の名称を「体育・スポーツ（Physical Education and Sport）」から、より広範な身体的

活動を含む「体育・身体活動・スポーツ（Physical Education, Physical Activity and Sport）」へと変更し、憲章の射程を拡げている。

条文改定のポイントは、スポーツを平和と開発のための触媒として認識し、「ジェンダー平等、社会的包摂、持続的な対話を促進する牽引役としてのスポーツ」「スポーツの高潔性」「草の根スポーツの重要性」等を強調したことである。ここでいう社会的包摂は、格差・障害・人種・民族・宗教・性別・性的指向等にもとづく差別によって、誰もが排除されることのない状況を前提としている。すなわち、この前提なくしては、どのような人も健康および体育・スポーツを含む身体活動の価値を享受することができないことを認識し、これを担保することをあらゆる関係者に問いかけた点が、1991年版からの大きな変化であるといえる。

とりわけ2015年版憲章では、その第9条「安全性およびリスク管理は質保証の必須の条件である」の2項において「体育・身体活動・スポーツにおける安全性及びリスク管理では、すべての関係者が参加者、観客、指導者に対し制限や危害が加えられる実態がなくなるよう努力することを求める。中でも子ども、若者、高齢者、女性、障がい者、移民、先住民など社会的弱者となりやすい人々に留意する。害を及ぼす実態には、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピングとごまかし、教育妨害、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不法取引、暴行が含まれる」ことが記載された。この条文は、体育・スポーツの環境における「安全性」の中には、いわゆる身体的・精神的な危険性の除去のみならず、人権の保障という概念が含まれていることを示している。

このようなスポーツにおける人権保障概念の拡大は、2014年以降の国際オリンピック委員会による「アジェンダ2020」の採択およびそれにもとづくオリンピック憲章根本原則第6項の改正にもみられる。改正により同項は「このオリンピック憲

1) 中京大学

章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」ことを明示した。この記述は、スポーツに関連する憲章・条約等として、史上はじめて1948年世界人権宣言に相当し、さらには「性的指向」を含めた差別の種類を成文化した点で、高く評価することができる。

一方で、国内のスポーツ関連組織が人権の観点からの対策に課題を抱える分野のひとつが、LGBTの人々に対する人権侵害の防止である。教育啓発・対策の提示に欠かせない実態把握も充分ではない。LGBTは、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル等の性的指向、日本では性同一性障害という名称で知られるトランスジェンダーなど、ジェンダーおよびセクシュアリティに関わる少数者を総称する用語である。

国際的動向に歩調をあわせた最近の国内動向としては、2015年4月30日付で文部科学省が全国の国公私立の小中高校等に通知した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」がある。

この通知にもとづき文部科学省が発行した教職員向けリーフレット（文部科学省、2016）では、2014年6月に公表された「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」の結果が示され、全国で606件の報告があったとされている。このうち約6割の児童・生徒は、自己の身体状況と性アイデンティティの不整合を友人等に話すことはできておらず、「自己を他者に向けて偽りなく開く」（宣言）状況にはないだけでなく、当事者ではない児童生徒が「他者を率直に受容する」（宣言）ための重要な契機が失われていることがうかがえる。

また、同リーフレットにおいて学校生活の各場面で支援が必要とされる内容として表に示された9項目のうち、5項目が体育や運動部活動に関係する（文部科学省、2016）。具体的には、①体操着、②更衣室、③体育や保健体育における別メニュー設定、④水泳、⑤性自認に合致する運動部活動へ

の参加が支援を必要とすることが指摘されている。

この文部科学省の通知を受け、啓発活動を事業として展開する地方自治体レベルの事例もみられる。たとえば大阪市の淀川・阿倍野・都島の3区が合同し、教職員向けLGBTハンドブック「性はグラデーション～学校の安心・安全をどうつくる？ どう守る？～」が作成されている。このハンドブックでは、LGBT当事者の学校における困難な経験に関する証言、実際に発生している課題を紹介するとともに、配慮のために必要となる基礎的知識をわかりやすく提供しており、本新規事業提案の成果物のモデルに位置づけることができる。

これら国内外の動向に対し、国内のスポーツ界ではスポーツにアクセスする機会が最も多い児童・生徒期におけるLGBTの子どもたちが抱える困難に関する実態把握、対策、指導者への教育啓発活動は、ほとんどなされていない。スポーツにおける暴力と同様、この問題は、適切な知識・認識を持って対応がとられていないケースでは、高い率で自殺に結びつくことも指摘されていることから、対応は喫緊の課題であるといえる。

宣言が主張する多様性の確保と人権の尊重というテーマは、日本では欧米諸国と異なるアプローチが必要であると考えられる。その理由は、欧米諸国に比して、日本では人種や宗教等の多様性が見えづらい国内環境があり、差別はいけないうことであるという理解はあっても、身近な出来事として実感的に学び、人権侵害のない環境づくりのための実践へと結びつける契機が少ないことが指摘されているためである（石田ほか、1994）（好井、2007および2009）。日本国内のLGBTの人々の割合は、7.6%という報告（電通ダイバーシティラボ、2015）もあり、この割合は決して少ないとはいえない。したがって、本事業により、これらLGBTの人々のスポーツ環境を整備するとともに、当事者ではない多くのスポーツ関係者（参加者・指導者・観戦者・支援者等）が、スポーツにおける人権侵害に関する対応を学ぶ契機として、研究成果を生かすことが期待される。最近の日本では、プロスポーツ観戦者による外国人嫌悪や人種差別の問題が表面化する事件がみられた。この種の事件を防止し、スポーツにおける差別の排除

と人権の拡大をより身近なテーマとして考え、安全性の高いスポーツ環境を構築するための一助ともなり得ると考えられる。

日体協は、都道府県体育（スポーツ）協会・中央競技団体その他の関係スポーツ団体と連携する、日本で最大の組織である。先にも記したとおり、フェアプレイのキャンペーン等の事業実践で得た蓄積を活用し、本提案事業を日体協が実施することにより、教育・啓発活動は市町村レベルに至る広い範囲に対し、最大の効果を発揮することができる。

### 研究目的・計画・方法

以上の背景を踏まえ、本研究は日本での対応の遅れが指摘されているLGBTの人々への配慮ある身体活動・スポーツ空間をめざし、実態調査にもとづく課題抽出と対策の分析を行い、その成果を啓発リーフレット等の形で社会に還元することを目的とする。

この目的のために、3年間の研究期間内に進める課題として、次の4つを設定する。

- (1) 日体協に登録する指導者を対象として、①体育・スポーツの現場（指導を含む）で発生している課題、②LGBTに関する指導者の知識およびニーズ、を把握するための調査を実施する。
- (2) 都道府県体育（スポーツ）協会および中央競技団体を対象に、組織的に策定・実施されているLGBTの人々に対する方針や課題解決策について実態を把握するための調査を実施する

上記2つの調査における項目は、文部科学省による調査、電通ダイバシティ・ラボによる調査を参考にしながら、体育・スポーツ分野に特化した調査項目を設定する。調査方法は、WEBアンケートを予定し、専門業者への委託を行う。（調査研究初年および2年目に実施予定）

- (3) 法律・医学等の専門家への聞き取り調査を行い、人権侵害の予防および侵害事例が発生した場合のケア等の連携体制の構築に向けた情報の収集・分析を行う。（調査研究2年目に実施予定）
- (4) 上記(1)～(3)を踏まえ、啓発用ハンドブック（スポーツ指導におけるLGBTハンドブック（仮

称）を作成する（調査研究3年目に実施予定）  
なお、前提となる議論として、初年度にはスポーツにおいて理解しておくべき“LGBT”の定義を踏まえた上で、セクシュアリティに関わるカテゴリーである“LGB”と身体の性別に関わるカテゴリーである“T”に関し、議論の焦点が異なることについても考察を行う。

### 期待される成果とその公表

体育・スポーツ分野においてLGBTの人々が抱える困難・課題は国内ではほとんど実態を解明しようとした研究は、ごくわずかである。これを把握することにより、文部科学省等を通じ、学校教育現場にも還元可能な分析結果を得ることができると。また、調査協力を得た都道府県体育（スポーツ）協会および中央競技団体に対し、調査結果のフィードバックをかねて啓発リーフレットを配布することにより、基礎的知識を提供し、安全なスポーツ環境の構築に寄与することができる。

啓発用ハンドブックは、教職員向けに作成された文部科学省や地方自治体によるハンドブックをモデルとし、調査によって得たスポーツ組織や指導者のニーズに対応したものとすることによって、より多くの効果が得られることをめざす。日体協のホームページ等で公開することも検討したい。

### 研究体制

本調査研究の班員は、研究課題に近接する以下の研究を過去に科学研究費助成事業として実施した。この研究は上述の研究の背景で述べたような国外動向が成熟する以前のものであり、国内のスポーツ関係者の啓発・教育や人権侵害を受けたスポーツ実践者のケア体制を検討するには至っていない。しかしながら、体育系大学に所属する学生を対象としたLGBTに対する知識の実態を把握する調査を行うとともに、諸外国のガイドラインを検討し、国内版の作成をめざした研究を行った点で、本調査研究に視する知見を提供する先行研究として位置づけることができる。したがって、以下の研究を進めた際の研究者を中核的メンバーとしつつ、最近の国外動向に関する知見を有する研

究者でチームを編成した。

- 2007-2008年 性的マイノリティがスポーツ領域において経験する疎外感と解放感に関する研究（基盤研究（C），研究代表者 飯田貴子）
- 2010-2012年 性的マイノリティのスポーツ権保障のためのガイドライン策定に関する総合的検討（基盤研究（C），研究代表者 飯田貴子）

### 参考文献およびURL

UNESCO (2015) International Charter of Physical Education, Physical Activity and Sport (以下のサイトからダウンロード可 <http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/sport-charter/>)

IOC (2014) Olympic Charter(根本原則第6項の改正は2014年版から。現在の最新版は2015年版で以下のサイトからダウンロード可 <http://www.joc.or.jp/olympism/charter/>)

IOC (2014) Olympic Agenda 2020 (以下のサイトからダウンロード可 <https://www.olympic.org/olympic-agenda-2020>)

文部科学省(2016)性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け) (以下のサイトからダウンロード可 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf))

淀川・阿倍野・都島3区合同LGBTハンドブック「性はグラデーション」(2016) <http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000334762.html>

石田雄・三橋修(1994)『日本の社会科学と差別理論』明石書店

好井裕明(2007)『差別原論－<わたし>のなかの権力とつきあう』平凡社

好井裕明編著(2009)『排除と差別の社会学』有斐閣選書